

第46回

男性も多い 脱毛エステのトラブル

相談事例

SNSで「ひげ脱毛が月額約1,000円、全身脱毛が約3,000円」とうたう広告が表示され、エステ事業者のサイトで予約をした。エステサロンに行くと、ひげや脱毛をしたい部分を選べる約50万円のコースを勧められた。高額だったため、広告掲載のひげ脱毛を受けたいと申し出たところ、「納得のいく脱毛をする場合は、これぐらいの料金がかかる」と言われ、契約した。クレジットの分割払いは36回払いで、分割手数料が付いて総額約60万円だった。大学生のため支払っていくことが難しい。クーリング・オフしたい。
(20歳代、男性)

●問題点とアドバイス

脱毛エステに関する相談が多く寄せられています。相談件数の男女別では女性が多いものの、男性の件数増加が目立ちます。

安さや気軽さを強調した広告を見て、お試しで施術を受けるつもりが、施術後に高額なコースを勧誘されて契約したというケースのほか、長期間のコースの途中で事情が変わって通えなくなったというケースも見受けられます。

(1) 広告の内容をうのみにしないでください

お試し施術を受けるだけのつもりが施術後にしつこく勧誘されたり、低価格の広告を見て店舗に出向いたら想定外の高額なコースを勧誘されたりするケースが目立ちます。

「お試し施術」や「月額〇〇〇円」などの文言がある、気軽さや安さを強調した広告だけで判断しないようにしましょう。

(2) 強引に契約を迫られても、きっぱりと断りましょう

寄せられる相談の中には、「割引は今日だけ」などと急かされるケースも見受けられます。強引に契約を迫られたり急かされたりしても、金

額やコース内容に不安がある場合は、安易に契約せずきっぱりと断りましょう。

(3) 契約は慎重に検討しましょう

分割払いの場合は、手数料を含めた金額や返済期間を必ず確認してください。契約内容によっては、施術が終わった後や契約終了後も支払いが続く場合がありますので、慎重に検討しましょう。

また、長期間にわたる契約では、脱毛機器が肌に合っていなかったり、事情が変わって通えなくなったりと、解約せざるを得ない状況になることも想定されます。都度払いができる店やコースも検討しましょう。

契約に当たっては、施術内容や契約条件について契約書面等と突き合わせて理解できるまでしっかりと説明を受けましょう。

(4) クーリング・オフできる場合があります

特定商取引法の特定継続的役務提供に該当するエステティックサービスの契約の場合、法定書面を受け取った日から数えて8日以内であれば、書面またはメール等によりクーリング・オフできます。

参考：国民生活センター「【若者向け注意喚起シリーズ(No.12)】男性も増加！脱毛エステのトラブル」(2022年7月21日公表)

https://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20220721_1.pdf

国民生活センター「脱毛エステの通い放題コースなどでの中途解約・精算トラブルに注意！『途中でやめたら返金なし!』『解約したのに支払いは続く…』」(2021年12月23日公表) https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20211223_1.html